

タイトル	提出先	発信日
「標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会」誠実交渉指針策定の意見募集への意見提出	経済産業省	2022年3月

1. ステップ1（侵害警告）における対応に関するご意見

- 全体を通して、外国の裁判例等をスタート地点にせず、日本の事情や産業政策・国益を考慮したガイドラインを目指すべき。また、当事者間の協議のフレキシビリティを認める内容とすべき
- FRAND 義務を負う SEP については「侵害」と捉えず、「ライセンスオファー」や「実施」と扱うべき
- 協議に必要な情報の所在に偏りがあるため、まず権利者が実施者にライセンスオファーに関連する全ての情報を積極的に開示すべき。NDA の締結を相手方に求めないことを基本とすべき
- 権利者が必須特許と主張し、要求するロイヤルティのベースとなっている SEP の件数について、クレームチャート提供を含む必要な侵害立証を行うことにより、権利者はその主張・要求の根拠を明確にすべき
- 権利者は情報を一度提供したことを持って責任を果たしたとするのではなく、実施者からの質問や反論に対して追加の証拠資料を提出する等、主張立証のために責任を果たすべき

2. ステップ2（FRAND 条件での契約締結の意思表示）における対応に関するご意見

- SEP 以外の通常のライセンス交渉同様、十分な技術議論（特許議論）及び経済議論（ライセンス協議）を行ったのちに、ライセンスを取得したいとの判断に到った段階でライセンス取得の意志表示を求めるべき
- 最終製品メーカーの上流にあり、SEP を実施し当該 SEP のライセンスを希望するメーカー（サプライヤー）へ FRAND 条件でライセンスすることを権利者は確約すべき。FRAND 義務を負う SEP については、特許技術を標準規格に盛り込むことにより得られる巨大な収益のチャンスと引き換えに、希望する第三者に FRAND 条件でライセンスすること権利者は約束しているものであり、権利者が任意にライセンス相手を選ぶことを認めれば、過剰な交渉力を標準規格化が権利者に与えることになるため

3. ステップ3（具体的なライセンス条件の提示）における対応に関するご意見

- ライセンス条件についても、情報の偏在により、実施者は権利者が提供する情報に基づかざるを得ないことが多く、透明性を高めるために全ての関連する情報を権利者は積極的に開示すべき
- 形式的なステップ3, 4の対応を済ませたことで、権利者は FRAND 義務を満たしたとして差止請求を行うのではなく、このステップにおいても権利者は誠実な交渉義務を十分に果たすべき
- ライセンサーとライセンシー間でライセンス条件を巡って意見の相違があることは通常のライセンス交渉でも常である。両者間の意見の相違をもって、実施者の unwilling な態度として FRAND 義務の免除や差止請求を権利者が求めることは許されないことを明確にすべき
- 意見の相違がある場合に、裁判所等の第三者機関にライセンス条件の確定を求めることは willing な対応であり、それに対して差止が請求されるべきでない

4. ステップ4（対案の提示（拒絶する場合））における対応に関するご意見

ステップ3に関するコメントと同じ。